

船舶運航事業における運輸安全マネジメントの導入に関する法令整備事項の概要

運輸事業者における輸送の安全を確保するための取組みを強化するための改正（18年10月施行）

○鉄道事業法等の一部改正

- ・ 目的規定における「輸送の安全確保」の明示（海上運送法第1条、内航海運業法第1条）
 - －輸送の安全確保が各事業の健全な発達による公共の福祉の増進に寄与することを、あらためて各事業法の目的規定において明示し、運輸行政の目指すべき方向を国民の前に明らかにする
- ・ 輸送の安全の確保に関する責務規定の追加（海上運送法第10条の2、内航海運業法第8条の2）
 - －各事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であるという基本的認識の下に、絶えず輸送の安全性の向上に努める責務があることを明記する
- ・ 安全管理規程の作成・届出の義務付け（海上運送法第10条の3、内航海運業法第9条）
 - －輸送の安全を確保するための「事業の運営の方針」に関する事項
 - －輸送の安全を確保するための「事業の実施及びその管理の体制」に関する事項
 - －輸送の安全を確保するための「事業の実施及びその管理の方法」に関する事項
 - －安全統括管理者（前記業務を統括管理する役員クラスの実務経験者）の選任に関する事項
 - －運航管理者（前記業務のうち現場業務である運航管理業務を統括管理する者）の選任に関する事項
- ・ 安全に関する情報の公表（海上運送法第19条の2の2、第19条の2の3、内航海運業法第25条の2、第25条の3）
 - －国土交通大臣は、「事故の発生状況」「安全確保命令、監査時の指導内容」等の情報について、毎年度、利用者にとって分かりやすいように整理した上で公表する
 - －各事業者に対し、「国土交通大臣の命令、指導に対して行った措置」等の公表を義務付ける
- ・ 安全管理規程中の事業運営方針に係る報告徴収・立入検査の実施に係る基本的な方針の策定（海上運送法第25条の2、第45条の3、内航海運業法第26条の2）
 - －立入検査等の適正さを担保するため、「事故発生傾向を踏まえた重点事業類型、事業者数等の実施計画」等の基本的方針を定め、運輸審議会に諮る

《海上運送法及び内航海運業法の改正趣旨》

現行の運航管理制度は、各事業者に対し、組織内における運航管理業務の実施基準・手続を標準化して運航管理規程として作成・届出をさせるとともに、輸送の安全確保に関する統括責任者として運航管理者を選任・届出させ、運航管理者に対しては、運航管理規程の内容の確実な実施を義務付けているところである。

しかしながら、運航管理業務の不適切・不完全な実施に起因する事故は未だ多数発生しているため、今回の改正では、経営トップから現場まで一丸となった安全マネジメント態勢を構築させ、運航管理業務のより確実な実施を図らせるため、従来の運航管理規程の内容に加え、「安全基本方針」「運航管理業務の実施に係る文書記録・管理」「内部監査」「継続的改善」等の安全マネジメント業務の実施の体制及び方法を新たに定めさせ、これを発展解消させて「安全管理規程」とし、その確実な実施について、安全マネジメントの実施については「安全統括管理者」に、運航管理業務の実施については「運航管理者」に義務付け、さらに、運輸事業者における輸送の安全を確保するための取組みを強化する措置を盛り込み、将来の事故の最小化を図ることとした。